

# 重要事項説明書 [概要]

## (介護予防)訪問リハビリテーション

### 1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

[令和6年6月1日現在]

事業者名称	めぐみケアクリニック
代表者氏名	大木 誠
所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県横須賀市久里浜1丁目11番7号 046-837-3341
設立年月日	平成8年8月

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	めぐみケアクリニック
介護保険指定 事業所番号	1411907302
事業所所在地	神奈川県横須賀市久里浜1丁目11番7号
連絡先	046-837-3341
事業所の通常の 事業の実施地域	横須賀、三浦

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	めぐみケアクリニックが開設する指定訪問リハビリテーションの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士等が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
運営の方針	事業は、要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

#### (3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に限らず全ての方に対し、ご要望に応じて、開示致します。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、金、土（祝日、夏季8月お盆期間を含む5日程度、冬季年末年始を含む5日程度を除く）
営業時間	8時半から12時、14時～18時半

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月、火、水、金、土（祝日、夏季8月お盆期間を含む5日程度、冬季年末年始を含む5日程度を除く）
サービス提供時間	8時半～12時、14時～18時半

(6) 事業所の職員体制

管理者	大木 章加音
-----	--------

職	職務内容	人員数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> <li>サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者へ交付します。</li> <li>訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</li> <li>常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</li> <li>それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</li> <li>リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。</li> </ol>	理学療法士5名

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定訪問 リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月の訪問時に持参いたします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 小野香里・梅川都祈
	イ 連絡先電話番号 046-837-3341
	同ファックス番号 046-837-3289
	ウ 受付日及び受付時間 事務所営業時間内

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行いません。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 大木 章加音
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。  
 (3) 虐待防止のための指針を整備しています。  
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。  
 (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。  
 (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 13 サービス提供の記録

- (1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 14 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 16 指定訪問リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

## 17 その他

まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございます。ご了承ください。

## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるためのお客様相談窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

### (1) 苦情申立の窓口

めぐみケアクリニック【事業者の窓口】	所在地 神奈川県横須賀市久里浜 1-11-7 電話番号 046-837-3341 ファックス番号 046-837-3289 受付時間 事業所の営業時間と同様
横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地 神奈川県横須賀市小川町 11 番地 電話番号 046-822-8253 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## 19 緊急時の対応方法 (連絡体制)

サービスの提供中にご利用者様に容体の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。サービス提供後に病状が急変するなどの変化があった場合など、当事業所への連絡は下記までご連絡ください。

主治医	主治医氏名	大木 誠
	連絡先	046-837-3341
主治医への 連絡基準	訪問リハビリ時、ご利用者様に急な事態（主に事故や病態急変時）が生じた場合、緊急性に応じ、まず救急隊へ、次にご家族へ、追って主治医へ順次連絡いたします。緊急性がない場合は、主治医へ連絡し、指示を仰ぎ、追ってご家族へ連絡いたします。	
連絡方法	電話（携帯電話）にて	

## 20 社会情勢及び天災

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。加えて、同理由により、義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

**【 会社の概要 】**

社名 【めぐみケアクリニック】  
社員数 40名（契約社員含む）  
設立 平成8年 8月  
所在地 【横須賀市久里浜1-11-7】  
代表者 【院長 大木 誠】

**【 事業内容 】**

耳鼻咽喉科、整形外科、循環器内科外来診療  
在宅診療  
訪問リハビリテーション  
訪問看護